中根小学校区タウンミーティング議事録 令和5年8月4日(金)10:00~11:11 本庁舎第3・4会議室

- 1 市長挨拶
- 2 市側及び行政区側出席者紹介
- 3 市政情報のご案内
  - ①牛久市情報伝達システム整備事業について
  - ②牛久市消費生活センターについて
  - ③プロスポーツ団体との連携によるスポーツの振興
- 4 行政区の意見等話し合い

~行政区の意見等話し合い~

猪子行政区: 一厚東行政区の区民会館建設について、話し合いによる協議が良いと思うが、説明資料を作成してきたので読み上げて説明をする。令和2年に、一厚東行政区の区民会館を猪子行政区内に建設したいとの話があったが、今年の3月に一厚東行政区の副区長から、何らかの事情で建設することはなくなったと話があった。猪子行政区民は、行政区内に他行政区の区民会館を建設することについて反対的であったため、建設の話がなくなり安心した。しかし、正式に市から説明がないと区民は納得しないと思ったので、市民部長に相談した。回答を待っていたが返答がいただけなかった。区長は区民に説明する責任がある。建設について同意したのかなど、責められては困ってしまうので、市から説明をしていただき区民に理解を求めてほしい。区民会館建設は、総会等において区民総意のうえ、利用しやすい行政区の中心部に建設すべきと思う。白紙になったという話が副区長からあるのは、おかしな話。新しく区民会館を建設する行政区もあると思うので事実をお伝えし、建設する上でのルールをつくらなくては苦労する。一厚東行政区長から、区民会館を建設させてほしいとの話は、私に一切なかった。

新設道路の環境整備について、国道6号から愛和病院までをつなぐ道路を建設させてほしいと前市長から話があった。建設は3年程度で終了し、行政区内の環境も良くなるということで賛成をした。1億円を地元の方から寄附いただいたこともあり、区民会館を移設し防災会館を建設した。役員は、防災関係に力を入れなければならないと話をしている。道路建設は、愛和病院までの時間を短縮できることから、下根行政区・中柏田行政区・大中行政区長より、早期建設するよう言われている。道路建設は条件付きで賛成である。道路拡幅や消防小屋移転を考えていただきたい。新規に消防小屋を建設

する際は、区民会館の反対の山林側につくってほしい。円滑な消防団活動のためにも、駐車場付きの広い移転先を確保してほしいと、令和2年6月に市執行部に現場を確認いただき説明した。3年が経過したが、案も示されていない。条件付きで協力するということを頭の隅に入れ、忘れないでいただきたい。防災対策はますます重要となっており、災害時の避難体制を心配する区長は多くいる。避難先として広い場所が必要である。今年の4月30日に県の防災担当者をお招きし、講演会を開催した。昨年、3回お越しいただき状況を説明したところ、区民会館周辺は山林が残っているので、整備すれば炊き出しの場所や駐車場等を確保でき、理想的な場所であるとの話があった。令和5年6月に、市は防災計画を作成した。計画内には、緊急車両の通行改善として生活道路の積極的な改良に努めると明記されている。計画を立てても実行できないのであれば意味がない。災害時、誰にでも分かる場所を確保することが大切である。生活基盤の整備を推進していただきたく、説明資料を作成した。

秘書課長: 継続的なご意見として承る。担当課より確認させていただく。

下根行政区長: 牛久運動公園のプールは、いつ再開されるか。

教育部長: 改めてプールを建設するのか、他の施設が良いのかを含めて検討している。 再開の時期はお伝えできないがご理解をいただきたい。

下根行政区:検討はいつまでするのか。

教育部長: 財政的な問題もあるので、具体的な年数は申し上げることができない。 国の補助金を活用して公共施設を整備してきたが、民間の力を活用しながら 整備する方法もある。検討している内容を随時公表していく。

下根行政区: 先ほど説明のあった市政情報はホームページに掲載されているか。 秘書課長: 現時点では掲載されていないが、タウンミーティング終了後、本日午 後に公表する。

- 栄西行政区長:集会所は市の所有であり、管理を行政区に依頼していると聞いている。集会所の補修について、屋根の補修、床の張替えをする際に、まだ必要ないという意見と、早急に対処すべきという意見がある。補修を行うと、市から2分の1の補助がいただけるが、市の所有であるのに区民の意見や業者の見積りをもって計画を進めていいものかという意見があった。維持管理費の中で補修が必要かどうかの判断は、市がしていただけるのか。
- 市民活動課長補佐:通常、行政区の集会所は行政区の所有である。財政上、認められれば補助金を2分の1以内で交付するが、残りは行政区で負担していただくことになる。財政的な裏付けを考えていただきつつ、補修計画を出していただいているのが5か年事業計画である。

栄西行政区長:区民の中に専門家はいないので、補修を検討する際に意見が分か

れる。素人では分からないので、専門家の意見をお聞きすることはできないか。

市民活動課長補佐:市民活動課の職員に専門家はいないが、5か年事業計画において優先順位をつけ計画書を提出いただきたい。計画や現場を拝見し、今までの知見などを基に優先順位をつけ判断している。

市長:行政区が助言を求めたときに、どのような対応をするのか。

市民活動課長補佐:建築住宅課等にアドバイスを求めている。

栄西行政区長:5か年事業計画を提出する際に、判断いただけるということでよろしいか。

市民活動課長補佐:計画に基づき、現場確認やヒアリングを実施し、市役所内の 知見を求めて判断する。栄西行政区の集会所は、住宅公社等から市に寄附さ れた経緯もあると聞いているので、調べて回答する。

下根行政区:5か年事業計画について、緊急で何かあった場合は、計画していないので補助金が出ないという解釈であるが、そのような場合はどうなるのか。 例えば、台風で屋根が飛ばされたり、エアコンが壊れた場合はどうか。

市民活動課長補佐:財政的な裏付けは必要だが、今年度、実施した事例がある。 まずご相談いただきたい。

下根行政区:前もって計画していないと、緊急の場合は補助金が交付されないという解釈であった。エアコンが壊れた場合でも補助をしていただけるのか。そのような場合は行政区が負担しており、補助していただけないと思っていた。

市民活動課長補佐:緊急と一言にいってもケースバイケースである。例えば、エアコンが壊れた場合、年に何回かしか使用しない集会所であれば、緊急性に欠けるかもしれない。一方、このような暑さの中で、たまり場として頻繁に利用している場合は、緊急性を伴うものと判断すると思う。

下根行政区:市の判断ということであるか。

市民活動課長補佐:現地確認のうえ判断する。

- 一厚西行政区: 地震が発生し、集会所が倒壊したときは補助していただけるのか。
- 市民活動課長補佐:自然災害による緊急な事案であっても、建替えとなると金額もかかる。単年度では難しいかもしれないが、ケースバイケースで判断していく。補助は2分の1以内であり、残りは行政区に負担いただくことは変わらないと思う。
- 一厚西行政区:全壊ではなく、屋根が落ちるなどの一部倒壊については、補助していただけるのか。
- 市民活動課長補佐:財政的な裏付けを基に現地を確認し、その都度判断させていただく。

猪子行政区: 当行政区の集会所は、自主的に火災や地震に対応した保険に加入している。緊急時は保険で対応でき、市から保険は下りないので報告していない。市から保険加入の指導はどうなっているか。加入を勧めているわけではないのか。

市民活動課長補佐:後ほど確認する。

ねむの木台行政区: 例えば、慶弔費については行政区運営補助金を充てることができないとされている。慶弔にかかる経費が、行政区運営補助金の対象とならないとされても、行政区の規約に慶弔規定が記載されている。個人的には運営費として解釈してよいのではないかと思う。行政区を運営していくための補助金が行政区運営補助金ではないか。

コミュニティ活性化につながる行事を考えていただきたい。例えば、青少年育成会に会費を支払った場合、半分が助成金として返金される。活動費として充当するよう返金されるが、その助成金と行政区運営補助金をあわせて使用することはできない。できるだけ行政区運営補助金を活用して行政区活動を運営していきたいと思っている。見直しをしていただきたい。

秘書課長:ご意見として承る。

大中行政区長: 道路が狭くなったように思う。道路をすれ違う時は、民地に入らなければ行き交うことができない。道路に側溝もなく、雨が降ると川のようになってしまう。安心して通行・運転できる道路を早めに整備していただきたい。

秘書課長:各地域でご事情があると思う。タウンミーティングは年に1回開催しているが、ご意見・ご要望がある際は、担当課にお寄せいただきたい。すぐに解決できるもの、できないものがあるが協議していきたいと思う。今日のご意見も参考にしながら市政運営に反映させていければよいと思っている。

11 時 11 分 閉会